

沖縄県立芸術大学(福利厚生棟)防水修繕工事

令和3年度

沖縄県立芸術大学

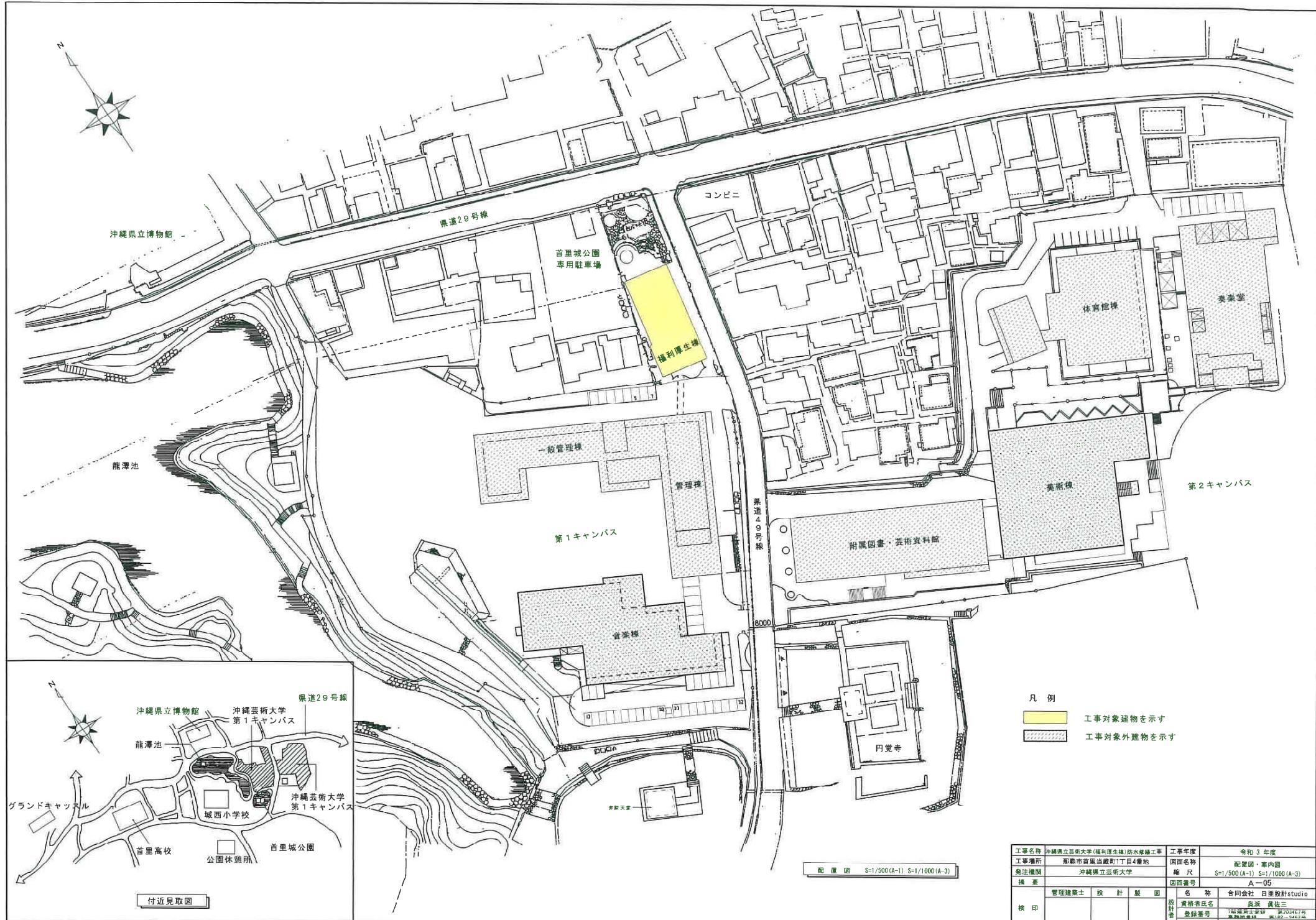
図面目録

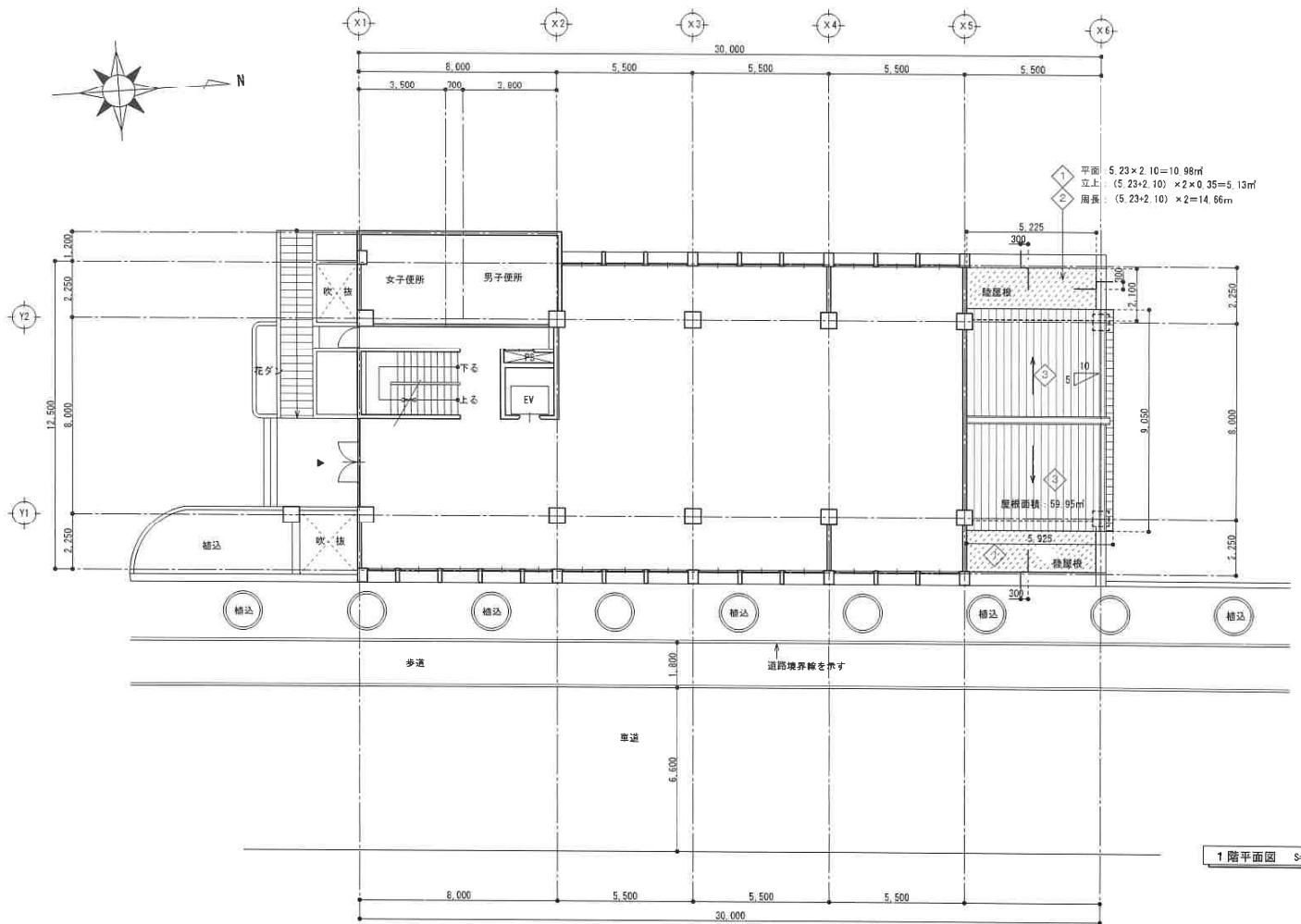
図番	図面名称（音楽棟）	縮尺	図番	図面名称（美術棟）	縮尺	図番	図面名称（福利厚生棟）	縮尺
A-00	図面目録	—	A-00	表紙・図面目録	—	A-00	図面目録	—
A-01	建築物改修工事特記仕様書工事（1）	—	A-01	建築物改修工事特記仕様書工事（1）	—	A-01	建築物改修工事特記仕様書工事（1）	—
A-02	建築物改修工事特記仕様書工事（2）	—	A-02	建築物改修工事特記仕様書工事（2）	—	A-02	建築物改修工事特記仕様書工事（2）	—
A-03	建築物改修工事特記仕様書工事（3）	—	A-03	建築物改修工事特記仕様書工事（3）	—	A-03	建築物改修工事特記仕様書工事（3）	—
A-04	建築物改修工事特記仕様書工事（4）	—	A-04	建築物改修工事特記仕様書工事（4）	—	A-04	建築物改修工事特記仕様書工事（4）	—
A-05	案内図、配置図 1:500(A-1版) 1:1000(A-3版)	A-05	案内図、配置図 1:500(A-1版) 1:1000(A-3版)	A-05	案内図、配置図 1:500(A-1版) 1:1000(A-3版)	A-05	案内図、配置図 1:500(A-1版) 1:1000(A-3版)	A-05
A-06	屋根平面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-06	地階平面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-06	1階平面図 1:100(A-1版)、他 1:200(A-3版)、他	A-06	1階平面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-06
A-07	部分平面図、部分立面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-07	1階平面図 1:100(A-1版)、他 1:200(A-3版)、他	A-07	2階平面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-07	2階平面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-07
A-08	断面図 1:200(A-3版)、他	A-08	2階平面図 1:200(A-3版)	A-08	屋根平面図・立面図・断面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-08	屋根平面図・立面図・断面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-08
A-09	外部足場計画図 1:200(A-1版) 1:400(A-3版)	A-09	3階平面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-09	外部足場計画図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-09	外部足場計画図 1:200(A-1版) 1:400(A-3版)、他	A-09
			A-10	屋根平面図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-10			
			A-11	外部足場計画図 1:100(A-1版) 1:200(A-3版)	A-11			

工事名称	沖縄県立芸術大学(福利厚生棟)防水修繕工事	工事年度	令和3年度
工事場所	那覇市首里当蔵町1丁目4番地	図面名称	表紙・図面目録
免注欄	沖縄県立芸術大学	縮尺	—
摘要		図面番号	A-00
審査	課長 (副審事) (監理者)	担当者	名 称 合同会社 白亜設計 studio
設計者	资格者氏名 奥浜 眞佐三	監修者	監修者氏名 1級建築士登録番号 第122447号 登録年月日 2012-06-01
所在	沖縄県安里田3丁目1番33号		

令和3年版 建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部	
制定 平成28年6月30日 最終改定 平成31年1月15日	
1 工事概要	
(1) 工事名 : 沖縄県立芸術大学防水修繕工事	
(2) 工事場所 : 那覇市首里当麻町1丁目4番地 (用途地域: 第一種住居専用敷地)	
(3) 敷地面積 : 12,867.59 m ² (第1キャンバス) 地域一部近隣商業地帯	
(4) 工事種別 : 改修工事	
ア 建築物 建築物の名称 沖縄県立芸術大学(福利厚生棟) 主要用途 専門的教育、研究施設 構造及び階数 鋼筋コンクリート造地上2階建 地下1階	
イ 工作物及び立木 工作物等の名称 数量	317.72 m ² 948.26 m ²
2 本工事の設計時期 本工事の設計書は、令和3年 10月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計手引書等に基づいて作成している。	
3 建築工事仕様	
(1) 標準仕様 面図及びこの特記仕様に記載されていない事項は、すべて官庁當局関係統一標準の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」[平成28年版] (以下「標準仕様」という。)による。	
(2) 特記仕様 ア 章は、番号に〇印の付いた章を適用する。 イ テーマは、番号に〇印の付いたものを適用する。 ウ 特記事項は、「〇」に〇印の付いたものを適用する。「〇」に〇印がつない場合は「※」のついたものを適用する。「〇」「※」共に〇印がついた場合は共に適用する。「※」を適用しない場合は、「〇」に変えること。 エ 特記事項のうち、「〇」については、適用する事項を選択して記載すること。 オ 項目及び特記事項に記載の「〇」内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 カ 特記事項に記載の「〇」は、国土交通省大臣官房官房常勤部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[平成28年版]巻末の各部附則参考図の該当項目を示す。 キ 形状寸法の単位は、特記記入欄mmとし、質量も従来どおりkgであるが、力(N、ニュートン)、応力(N/mm ²)、圧力(Pa、パascal)、エネルギー(J、ジュール)等は基本的には国際単位系(SI単位)を使用する。	
4 その他	
(1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力をを行わなければならない。また、本工事の完成後ににおいても、同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後ににおいても、同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行われるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賞金台帳・賃料支給する等、日頃より雇用している労働者への賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。	
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がかかるまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。	
(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に記載する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要素を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速かに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力をすること。 イ 暴力団員等から不当要素による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。	
(3) ワンデレスポンスの実施 ア この工事はワンデレスポンス実施対象工事である。 「ワンデレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要のかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何かの回答を「その日のうちに」にすることである。 イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理办法について、監督員と協議を行うこと。 ウ 受注者は工事施工において、問題が発生した場合に及び計画工事と実施工程を比較検査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。 エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。	
(4) 工事監督業務の一部委託 ア 本工事は、沖縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき受注者は建設工事請負契約書(以下、「契約書」という。)第3条に基づく監督員(以下「監督員」という。)が行う工事監督業務の一部を委託し、職員以外のもの(以下「管理技術者等」という。)が監督業務の一部を実施する。 イ 受注者は又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等(以下「現場代理人等」という。)は、管理技術者等が監督員代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に關し、説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。ただし、管理技術者は、指示、承諾、協議及び確認の権限等を行なう権限は有しない。 ウ 監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行なうことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があつたものと同等である。 エ 監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行なうことができるものとする。	
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者に随意契約する場合の取扱いについて 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負代金額(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乘じた額で行なう。	
(6) 県資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。	
(7) 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者)から選定するよう努めなければならない。	
(8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れないままの状態で保存すること。 なお、これについては、下請業者とも周知すること。	
(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全を管理を十分に行なうこと。 イ 過積載を行っている資材納入業者から資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ サイドの装着または荷物品種載運装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入り込むことがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、団体等の加入者の使用を促進すること。 カ 下請業者の相手方とは資材納入業者と連絡するにあたっては、交通安全に関する記念に欠けたもの又は業界に関連するダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アラカルの事例につき、下請契約における受注者を指導すること。	
(10) 不正燃油の使用の禁止等について ア 本工事は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正燃油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。	
(11) 設計図書における資料等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資料等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事で使用する資料等については、設計図書及び参考図とのおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督員の承認を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。	
(12) 施工期等の取扱いについて ア 本工事は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正燃油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。	
(13) 施工順序等の取扱いについて ア 本工事は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正燃油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。	
(14) 施工順序等の取扱いについて ア 本工事は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正燃油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。	
(15) 施工順序等の取扱いについて ア 本工事は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正燃油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。	
(16) 施工順序等の取扱いについて ア 本工事は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正燃油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。	
(17) 施工順序等の取扱いについて ア 本工事は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正燃油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。	
(18) 施工順序等の取扱いについて ア 本工事は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正燃油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。	
(19) 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7) (1.3.11)	
(20) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成30年8月1日付け建設省経済産業省第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式ラクタショベル ウ ブルドーザー エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラー類 ク ホイールクレーン	
(21) 交通安全管理(1.3.9)	
(22) 発生材の処理等(1.3.12)	
(23) 発生材の種類 発生材に引き渡すもの 無し 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法 無し 現場において再利用を図るもの 無し	
(24) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に関する係(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適切に処理すること。	
(25) 受注者は、工事着手前〔建設副産物情報交換システム(CORIS)〕により作成した「再生資源利用計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設副産物情報交換システム(CORIS)により作成した「再生資源利用促進計画書」を適切に処理されることを確認し、工事完成時〔建設副産物情報交換システム(CORIS)〕により作成した「再生資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。	
(26) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいぐる材の認定を受けない施設又はゆいぐる材の認定を受けないが、再資源化後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。	
(27) 本工事における再資源化に必要な費用(運搬費を含む)は、余裕期間にかかる積算上の割増は考慮していない。	
(28) CORINDS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行なうこと。	
(29) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。	
(30) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。	
(31) 受注者は、着手關係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。	
(32) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事着手を行なはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が困難な場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手關係書類を提出するものとする。	
(33) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。	
(34) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかる割増は、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	
(35) 図示された範囲は「平成 年 月 日」までに完了すること。	
(36) 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速: V0 = m/s (平12建築第145号第2号) (2) 地表面粗度区分: (3.5.4) (3.9.3) (5.13.5) (9.3.4)	
(37) 施工図等(1.2.3)	
(38) 施工図等の著作権に關する当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。	
(39) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。	
(40) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承認を受ける。	
(41) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承認を受ける。	
(42) 電気保安技術者(1.3.3)	
(43) 施工条件(1.3.5)	
(44) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(45) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(46) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(47) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(48) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(49) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(50) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(51) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(52) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(53) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(54) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(55) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(56) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(57) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(58) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(59) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(60) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(61) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(62) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(63) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(64) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(65) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(66) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(67) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(68) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場説明書による、 その他の施工条件 : 図示、現場説明書による。	
(69) 施工順序等の制約・無し ・有り・現場説明書による、図示、 工事車両の駐車場所 : 図示、現場説明書による、 資材、機材置場 : 図示、現場説明書による、 建設発生土の仮置場 : 図示、現場	

5 建 設 工 事 改 修 工 事 業 統 括 サ イ ト	11 自動ドア閉鎖装置 (5.8.3)(表5.8.3)	(1) 戸の閉鎖方法:【・引戸・開き戸・折戸】 (2) センサーの種類:																							
	12 シャッター (5.10.2)(5.11.2) (5.11.4)	(1) シャッターの種類:【・重量()・軽量】 (2) 耐風圧強度: (3) 重量シャッターの場合のシャッターケース: 【・設ける・設けない】 (4) スラットの形状: 【・インターロッキング形・オーバーラッピング型】																							
	13 オーバーヘッド ドア (5.12.2)	(1) 耐風圧性能の区分: (2) 閉鎖機能:【※バランス式・チェーン式・電動式】 (3) 収納形式による区分:																							
	14 ガラス (5.13.2)(5.13.4) (5.13.5)	(1) ガラスの種類及び厚さ等 <table border="1"><tr><td>ガラスの種類</td><td>厚さ等</td><td>備考</td></tr></table> (2) ガラス留め材 <table border="1"><tr><td>道具の種類</td><td>材種</td></tr></table> (3) 熱線反射ガラスの映像調整: (4) ガラスブロックの材料及び工法 <table border="1"><tr><td>表面形 状 法</td><td>呼び寸 厚さ</td><td>壁用金 屬板</td><td>補強材</td><td>色</td><td>金属製化 粧</td></tr></table> (5) ガラスブロック積みに用いる化粧自地モルタルの色:	ガラスの種類	厚さ等	備考	道具の種類	材種	表面形 状 法	呼び寸 厚さ	壁用金 屬板	補強材	色	金属製化 粧												
ガラスの種類	厚さ等	備考																							
道具の種類	材種																								
表面形 状 法	呼び寸 厚さ	壁用金 屬板	補強材	色	金属製化 粧																				
15 その他	既設資材の処理及び処分方法:																								
6 内 装 改 修 工 事	1 既存床の撤去等 (6.5.1)(6.5.2)	既存床仕上材 工法 備考																							
2 木下地等 (6.5.1)(6.5.2)	(1) 見え隠し面の表面仕上げの程度 <table border="1"><tr><td>施工箇所</td><td>種類</td></tr><tr><td></td><td>・A種・B種・C種</td></tr><tr><td></td><td>・A種・B種・C種</td></tr></table> (2) 木材(下地材)の含水率:※A種・B種 木材(造作材)の含水率:※A種・B種 (3) 製材 【・「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による】 【・下地用針葉樹製材・造作用針葉樹製材 ・広葉樹製材・】 (表6.5.2) (表6.5.3)	施工箇所	種類		・A種・B種・C種		・A種・B種・C種																		
施工箇所	種類																								
	・A種・B種・C種																								
	・A種・B種・C種																								
	(表6.5.4)	・代用樹種の使用の禁止 (4) 造作用集成材 【・「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による】 【・造作用集成材・化粧パリ造成用集成材 ・化粧パリ構造用集成材・】 (表6.5.4)																							
		施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 防虫処理 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ																							
		(5) 造作用単板積層材 【・「単板積層材の日本農林規格」による ・「単板積層材の日本農林規格」以外による】 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理																							
		(6) 床張り用合板等【・普通合板・構造用合板】 施工箇所 樹種 厚さ品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等																							
		(7) パーティクルボード 施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性																							
		(8) 構造用パネル 施工箇所 厚さ 等級																							
		土壌処理(防蟻) (1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(社団法人日本しきり対策協会発行) I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 処理薬剤:社団法人日本しきり対策協会の認定品とする。																							
2 土壌処理																									
7 建 設 工 事 改 修 工 事 業 統 括 サ イ ト	3 防腐・防蟻・防虫処理	(3) 处理方法:「防除施工標準仕様書」I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmボリューチンフレールム敷きを行う。																							
	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	木材処理(防蟻・防虫) (1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材 (2) 处理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存薬液を塗布する。 (3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。 ア 造作部材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。 イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。 (4) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、施工後5年とする。																							
	5 軽量鉄骨天井下地	(1) 社団法人日本しきり対策協会の認定した「しきり防除施工」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、施工後5年とする。																							
	15 タイル張り (6.16.2)(6.16.3) (6.16.5) (表6.16.5)	(1) 伸縮目地材の位置は、図示による。 (2) タイルの種類 <table border="1"><tr><td>施工箇所</td><td>形状・寸法</td><td>うわぐすり</td><td>吸水率</td><td>役物</td><td>色</td><td>備考</td></tr></table> (3) タイルの試験張り:【・行う・行わない】 (4) タイルの見本焼き:【・行う・行わない】 (5) 壁タイル張りの工法等 <table border="1"><tr><td>タイルの種類</td><td>大きさ</td><td>工法</td><td>張付け材の種類、塗厚等</td></tr></table>	施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	備考	タイルの種類	大きさ	工法	張付け材の種類、塗厚等												
施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	備考																			
タイルの種類	大きさ	工法	張付け材の種類、塗厚等																						
16 セルフレーピング グ材塗り (6.17.2)(6.17.3) (表6.17.1)	(1) セルフレーピング材の種類:【・セコウ系・セメント系】 (2) セルフレーピング材の塗厚:																								
17 その他	既設資材の処理及び処分方法:																								
7 塗 装 改 修 工 事	1 塗装の種類及び種別 (7.1.7)(7.2.2)～ (7.15.2)	<table border="1"><tr><td>塗装面</td><td>下地調整工 程の種類</td><td>塗料の名称</td><td>塗装工程の 種類</td><td>施工箇所</td></tr></table>	塗装面	下地調整工 程の種類	塗料の名称	塗装工程の 種類	施工箇所																		
塗装面	下地調整工 程の種類	塗料の名称	塗装工程の 種類	施工箇所																					
	2 保証	(1) 元請業者、施工業者、製作所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成後【 】年間とする。																							
	3 その他	既設資材の処理及び処分方法:																							
8 耐 震 改 修 工 事	1 既存部分の撤去等	(1) 既存構体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。 (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.2.1.2)(8.2.1.3)(8.2.2.2)(8.2.2.3)(8.2.3.2)(8.2.3.3)(8.2.5.2)(8.2.6.5)(8.2.7.2) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: (8.2.1.6)(8.2.2.7)(8.2.6.10)																							
	2 材料及び品質 (8.2.1)	(1) 鉄筋 ア 鉄筋の種類等 <table border="1"><tr><td>種類の記号</td><td>呼び名(mm)</td><td>備考</td></tr></table> (2) イ 鉄筋の継手 施工部位 継手の種類 備考(重ね継手の長さ等)	種類の記号	呼び名(mm)	備考																				
種類の記号	呼び名(mm)	備考																							
	(8.3.4)(8.4.2)	(3) ウ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】																							
	(8.2.2)	エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(參一)による。・図示】																							
		オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:【・図示】																							
3 現場打ち筋筋コ ンクリートの打込み及び仕上げ (8.2.1.8)(8.2.1.9) (8.3.7)	(1) コンクリートの打込み及び仕上げ 打込み工法の種類 増設工事後の仕上げ 備考																								
4 鉄骨プレース設 置工事 (8.13.0)(8.22.9)	(2) 壁の配筋及び開口部の補強は、図示による。																								
5 柱補強工事 (8.23.5)(8.23.6) (8.23.7)(8.24.5)	ア 強度試験の実施: 【・引張強度試験・付着強度試験(試験数量:)】																								
6 新設スリット新 設工事 (8.25.2)	(1) コンクリートの打込み及び仕上げ 打込み工法の種類 増設工事後の仕上げ 備考																								
7 免震・制震改修 工事 (8.26.7)(8.26.10) (8.26.13)(8.27.4)	(2) 壁の配筋及び開口部の補強は、図示による。																								
8 支承材又は減衰材 の設置 (8.27.4)	ア 仮組:【・実施する・実施しない】 (2) ブレース設置後の仕上げは、図示による。																								
9 柱補強工事 (8.23.5)(8.23.6) (8.23.7)(8.24.5)	工法 補強後の仕上げ その他(打込み工法、面取りの大きさ等)																								
10 施工箇所 (8.25.2)	スリット 幅 深さ 使用箇所 仕様 使用箇所 仕様																								
11 免震・制震改修 工事 (8.26.7)(8.26.10) (8.26.13)(8.27.4)	イ アンカーブレースの新設壁内への定着長さ:【】 ウ あと施工アンカーの性能確認試験: 【・実施する・実施しない】 エ 埋込み配管等の検査の範囲及び方法は、図示による。 (4) ガンクリートの種類等 品質及び防火性能:【】																								
12 土壌処理 (8.27.4)	(1) 既製目地材の適用及び形状: (2) 床の目地の設置及び工法:																								
13 簡易張り (8.14.2)	品質及び防火性能:【】																								
14 モルタル塗り (8.15.3)(8.15.6)	(1) 既製目地材の適用及び形状: (2) 床の目地の設置及び工法:																								
15 タイル張り (8.16.2)(8.16.3) (8.16.5) (表6.16.5)	(1) 伸縮目地材の位置は、図示による。 (2) タイルの種類 <table border="1"><tr><td>施工箇所</td><td>形状・寸法</td><td>うわぐすり</td><td>吸水率</td><td>役物</td><td>色</td><td>備考</td></tr></table> (3) タイルの試験張り:【・行う・行わない】 (4) タイルの見本焼き:【・行う・行わない】 (5) 壁タイル張りの工法等 <table border="1"><tr><td>タイルの種類</td><td>大きさ</td><td>工法</td><td>張付け材の種類、塗厚等</td></tr></table>	施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	備考	タイルの種類	大きさ	工法	張付け材の種類、塗厚等													
施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	備考																			
タイルの種類	大きさ	工法	張付け材の種類、塗厚等																						
16 セルフレーピング グ材塗り (8.17.2)(8.17.3) (表6.17.1)	(1) セルフレーピング材の種類:【・セコウ系・セメント系】 (2) セルフレーピング材の塗厚:																								
17 その他	既設資材の処理及び処分方法:																								
18 地盤改良工事 (8.18.2)	イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における地中養生する。 ウ セメントの種類: 【・※普通セメント・セメント・フライアッシュセメントB種・エフライアッシュセメントB種の適用箇所:【・図示】】 オ 骨材のアルカリシルカ反応による区分:※A・B・D カ コンクリート打設し仕上げの種別等 仕上げの種別 打増し厚さ 施工部位 備考																								
19 地盤改良工事 (8.19.2)	キ 軽量コンクリート 施工部位 種類 気乾単位容積質量 ・1種・2種																								
20 地盤改良工事 (8.20.2)	ク 水又は土に接する軽量コンクリートの使用 ・有り【使用箇所:【・図示】】 ケ コンクリートの打込み工法:【・流込み工法・圧入工法】																								
21 地盤改良工事 (8.21.2)	(5) 鋼材 ア 鋼材の種類等 記号の種類 通用箇所 備考 形及び寸法は、図示による。 イ 鋼止め塗料の種別:【・A種・B種】 ウ 耐火被覆の種別及び性能 種類 所要性能及び摘要箇所																								
22 地盤改良工事 (8.22.2)	(6) 板金方向に引張力を受ける鋼板の試験: ア 高力ボルト ア 高力ボルトの種類等 種類 住 鋼距距離 間隔 ゲージ 備考																								
23 地盤改良工事 (8.23.2)	すべり係数試験:【・実施する・実施しない】 試験の方法、試験の摩擦面の処理:【・図示】																								
24 地盤改良工事 (8.24.2)	(7) 溶接 ア 技能資格者の技能付加試験:【・行う・行わない】 イ 開先の形状等 開先の形状 エンドターナーの有・無 及び通用箇所																								
25 地盤改良工事 (8.25.2)	(8.15.3)(8.15.4)(8.15.7) (8.15.11)	ウ 鋼止め塗料の種別:【・A種・B種】 エ 耐火被覆の種別及び性能 種類 所要性能及び摘要箇所																							
26 地盤改良工事 (8.26.2)	(8.17.3)(8.18.2) (8.18.6)	(9) 鋼止端部の試験: ア モルタル及びグラウト材 ア モルタルの圧縮強度及びフローリー値: 連続織維補強材 材料 工法 引張り強度 ヤング係数 備考																							
27 地盤改良工事 (8.27.2)	(10) 強度試験の実施: 【・引張強度試験・付着強度試験(試験数量:)】																								
28 地盤改良工事 (8.28.2)	(11) 現場打ち筋筋コンクリートの打込み及び仕上げ 打込み工法の種類 増設工事後の仕上げ 備考																								
29 地盤改良工事 (8.29.2)	(12) 壁の配筋及び開口部の補強は、図示による。																								
30 地盤改良工事 (8.30.2)	ア 仮組:【・実施する・実施しない】 (2) ブレース設置後の仕上げは、図示による。																								
31 地盤改良工事 (8.31.2)	工法 補強後の仕上げ その他(打込み工法、面取りの大きさ等)																								
32 地盤改良工事 (8.32.2)	スリット 幅 深さ 使用箇所 仕様 使用箇所 仕様																								
33 地盤改良工事 (8.33.2)	イ アンカーブレースの新設壁内への定着長さ:【】 ウ あと施工アンカーの性能確認試験: 【・実施する・実施しない】 エ 埋込み配管等の検査の範囲及び方法は、図示による。																								
34 地盤改良工事 (8.34.2)	(4) ガンクリートの種類等 品質及び防火性能:【】																								
35 地盤改良工事 (8.35.2)	(5) ガンクリートの種類等 品質及び防火性能:【】																								
36 地盤改良工事 (8.36.2)	工事名称:沖縄県立那覇市立幼稚園新築工事 工事場所:那覇市百里里當慶町1丁目4番地 発注機関:沖縄県立芸術大学 摘要:園内名称:那覇市立幼稚園 概要:面積:4,000m ² 面積:4,000m ² 面積:4,000m ²																								
37 地盤改良工事 (8.37.2)	工事年度:令和3年度																								
38 地盤改良工事 (8.38.2)	工事名称:沖縄県立那覇市立幼稚園新築工事 工事場所:那覇市百里里當慶町1丁目4番地 発注機関:沖縄県立芸術大学 摘要:園内名称:那覇市立幼稚園 概要:面積:4,000m ² 面積:4,000m ² 面積:4,000m ²																								
39 地盤改良工事 (8.39.2)	工事年度:令和3年度																								
40 地盤改良工事 (8.40.2)	工事名称:沖縄県立那覇市立幼稚園新築工事 工事場所:那覇市百里里當慶町1丁目4番地 発注機関:沖縄県立芸術大学 摘要:園内名称:那覇市立幼稚園 概要:面積:4,000m ² 面																								



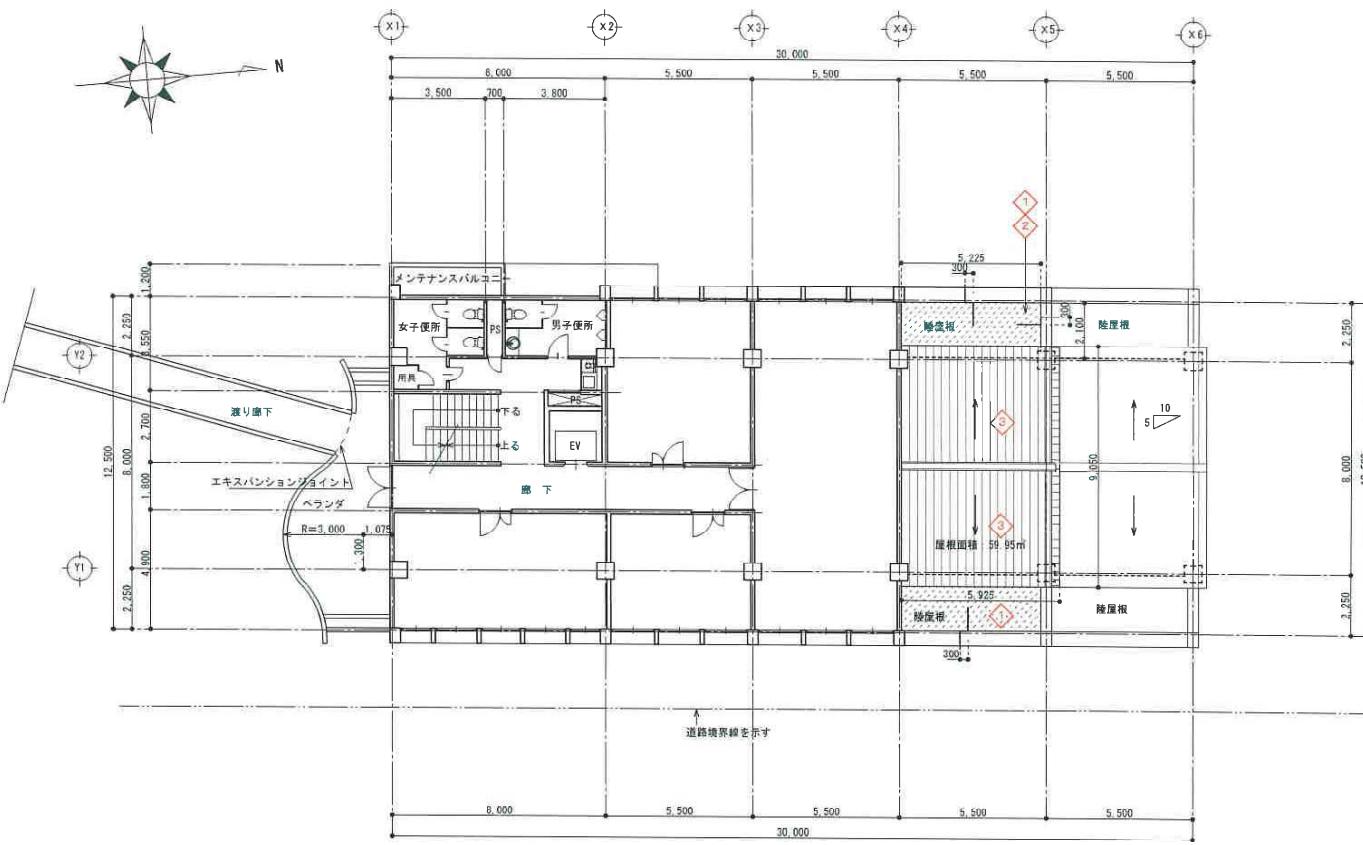


(投影面積 × 1.118)		
	既存塗膜防水除去 新規下地調整及び塗装	シーリング(m) 撤去・新規
① 塗装面積 : 59.95m ²	平面 : 5.23 × 2.10 = 10.98m ² 立上 : (5.23+2.10) × 2 × 0.35 = 5.13m ² 周長 : (5.23+2.10) × 2 = 14.66m	平面 : (5.23+2.10) × 2 = 14.66m 周長 : 14.66m × 2 = 29.32m
	平面 : 10.98m ² × 2箇所 = 21.96m ² 立上 : 6.44m ² × 2箇所 = 12.88m ²	
合計	59.95m ² 平面部 : 21.96m ² 立上部 : 12.88m ²	29.32m

修繕工事項目

- ① 既存ウレタンゴム系塗膜防水除去、新規カチオン系樹脂モルタル塗り（下地調整）及びウレタンゴム系塗膜防水塗布（X-2法・幅歩行用）
- ② 既存シーリング材除去、新規ウレタン系シーリング材（第2液）充填（打替え）
- ③ 既存勾配在来瓦洗浄の洗浄及び洗浄の塗り増し（2回塗り）

工事名称	沖縄県立芸術大学(福利厚生棟)防水修繕工事	工事年度	令和3年度
工事場所	那覇市首里当麻町1丁目4番地	図面名称	1階平面図
免注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	S=1/100 (A-1) S=1/200 (A-3)
権 委	A-06	図面番号	
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	合同会社 日亜設計studio
		資格者氏名	奥糸 真佐三
		登録番号	「施工業者登録」第02-34574号
		所 在 地	沖縄市文慶字3丁目11番30号

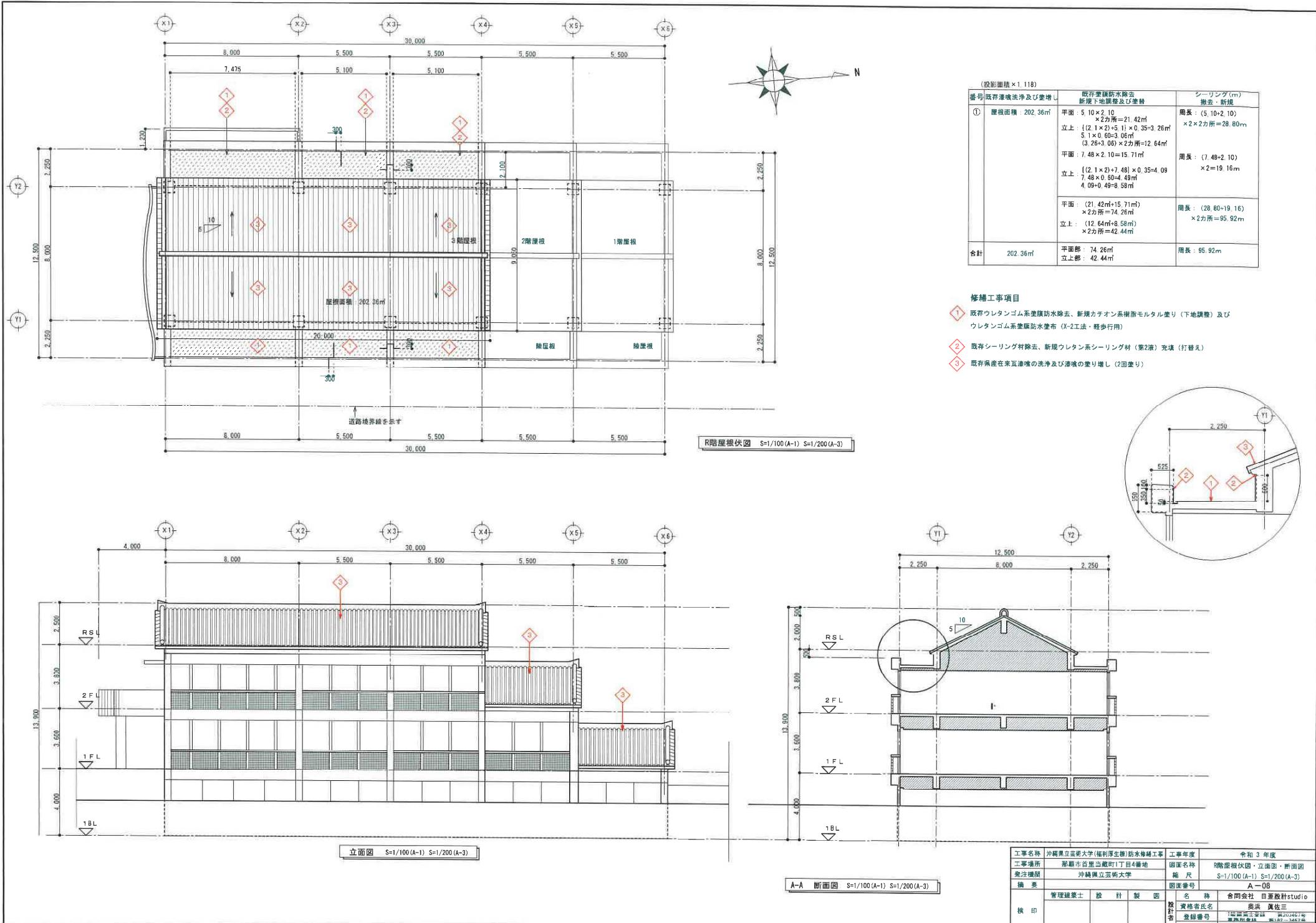


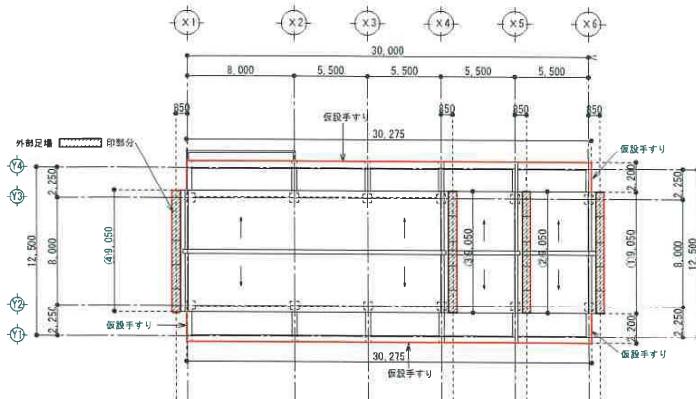
(投影面積×1.118)		
	既存塗膜防水除去 新規下地調整及び塗装	シーリング(m) 撤去・新規
① 屋根面積 : 59.95m ²	平面 : 5.23 × 2.10 = 10.98m ² 立上 : (2.1 × 2) + 5.23) × 0.35 = 3.30m ² 5.23 × 0.60 = 3.14m ² 3.14 + 3.30 = 6.44m ²	周長 : (5.23 + 2.10) × 2 = 14.66m
	平面 : 10.98m ² × 2カ所 = 21.96m ² 立上 : 6.44m ² × 2カ所 = 12.88m ²	周長 : 14.66m × 2カ所 = 29.32m
合計 59.95m ²	平面部 : 21.96m ² 立上部 : 12.88m ²	29.32m

修繕工事項目

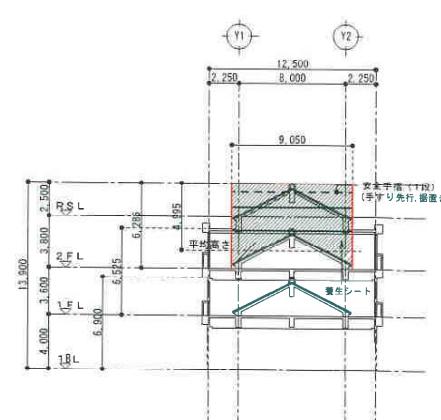
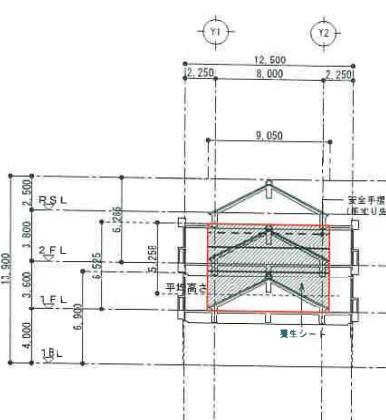
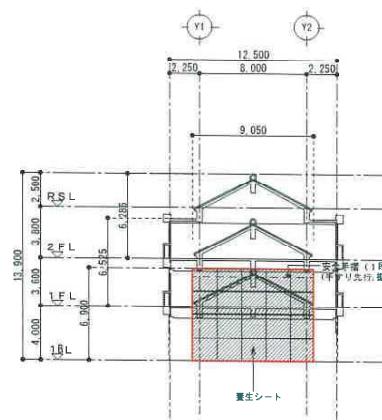
- ① 既存ワレタンゴム系塗膜防水除去、新規カチオン系樹脂モルタル塗り（下地調整）及びワレタンゴム系塗膜防水塗布（X-2工法・駐歩行用）
- ② 既存シーリング材除去、新規ウレタン系シーリング材（第2液）充填（打替え）
- ③ 既存真珠在床瓦塗喰の洗浄及び塗喰の塗り直し（2回塗り）

工事名称	沖縄県立芸術大学(福利厚生棟)防水修繕工事	工事年度	令和3年度
工事場所	那覇市首里当麻町1丁目4番地	図面名称	2階平面図
免注査課	沖縄県立芸術大学	縮尺	S=1/100(A-1) S=1/200(A-3)
摘要		図面番号	A-07
捺印	管理建築士 設計 製図 井澤 淳祐	名 称 合同会社 日益設計 studio	
		資格者氏名	井澤 淳祐
		登録番号	1993年工事種別 第202467号
		業者名	株式会社 日益設計 studio
		所在地	沖縄市安慶田3丁目11番33号



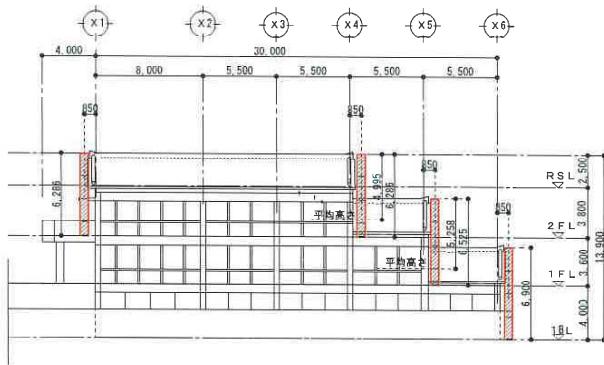


1階平面図 S=1/100 (A-1) S=1/200 (A-3)



*特記事項

- ・枠組本足場600mとする。
- ・養生シート
- ・塩化ビニール製樹脂
- ・厚さ1.0mm
- ・消防庁防炎規格認定品とする



番号	枠組み足場	安全手すり
①	9.05×6.90=62.45	9.05
②	9.05×5.26=47.60	9.05
③	9.05×5.00=45.25	9.05
④	9.05×6.29=56.92	9.05
合計	212.22m	36.20m

番号	仮設手すり
	30.28×2=60.56
	2.20×4=8.80
合計	69.36m

工事名称	沖縄県立芸術大学(福利厚生棟)防水修繕工事	工事年度	令和3年度
工事場所	那覇市宮里当麻町1丁目4番地	図面名称	外部足場計画図
免注欄間	沖縄県立芸術大学	縮尺	S=1/100 (A-1) S=1/200 (A-3)
備考		図面番号	A-09
捺印	管理建築士 段 計 製 図 日亜設計studio 東洋 監修者氏名 登録番号 所在地	名 称	同上